

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I：現状

(1) 地域の災害リスク

志摩市防災ハザードマップ、平成25年度三重県地震被害想定調査結果の概要及び土砂災害（特別）警戒区域（三重県が調査・指定しホームページにより公開中）等によると、各町で想定される災害リスクは以下のとおりである。

浜島町：浜島地区及び南張地区では津波により広範囲にわたり浸水域となる。また、桧山路や塩屋、迫子の各地区では河川沿いに上流部まで津波の遡上が想定されている。さらに、海岸部及び河川流域に沿って土砂災害（特別）警戒区域が指定されている箇所があり、降雨や地震による土砂災害の可能性はある。

大王町：畔名地区では津波による浸水が平地の殆どの地域に及ぶため、地震発生時には迅速に避難行動をとることが必要である。波切、名田地区は海岸まで高台が迫った地形であり、海岸沿いの低地部では津波の浸水が予想される。船越地区では住家が低地部に集中しており、津波による浸水や台風等の高潮に警戒する必要がある。海岸からの段丘部や山間部においては土砂災害警戒区域に指定されている地域があり、降雨や地震による土砂災害の可能性はある。

志摩町：太平洋に面する海岸部においては、地域によっては20mを超える大きな津波が短時間で到達すると想定されている。また、英虞湾に面した海岸線に対しても津波が到達するため、津波の浸水区域は広く、迅速に避難行動をとることが必要である。海岸からの段丘部や山間部においては土砂災害（特別）警戒区域に指定されている箇所があり、降雨や地震による土砂災害の可能性はある。深谷水道にかかる橋梁の破損により志摩町全体が孤立する可能性がある。

阿児町：安乗から国府、甲賀、志島にかけての海岸は地震による津波が短時間で到達するため、迅速に避難行動をとることが必要である。また、英虞湾に面する鵜方、神明、立神地区でも海岸地域には津波による浸水が想定されている。特に鵜方地区では前川沿いに遡上する津波により鵜方駅周辺から安乗口交差点付近まで浸水が予想されている。また、山間部や海岸線において土砂災害（特別）警戒区域に指定されている箇所があり、降雨や地震による土砂災害の可能性はある。前川沿いの埋立てにより開拓された地域においては地震による液状化現象が予想されている。

磯部町：渡鹿野島から下之郷にかけての的矢湾の沿岸部及び志摩磯部駅周辺には津波の浸水が予想されるため、避難行動が必要である。内陸部には急傾斜地崩壊危険箇所指定されている地域があり、降雨や地震による土砂災害の可能性はある。

【南海トラフ地震の発生の可能性について】

政府の地震調査委員会が平成31年2月26日に「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」を発表した。それによると、マグニチュード8～9クラスの南海トラフ地震の今後10年以内の発生確率は30%程度、同じく30年以内の発生確率は70%～80%と予想されている。

内閣府が平成24年8月に発表した南海トラフ地震の被害想定によると、南海トラフ地震が発生した場合、最悪のケースで津波高/mが最短6分（大王町波切）、最大津波高2.6m（志摩町越賀）の津波襲来が想定されている

(2) 商工業者の状況（志摩市商工会 事業所名簿より）

- ・ 商工業者数 2, 430者
- ・ 小規模事業者数 2, 169者

【内訳】

業種		商工業者数(企業)	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	378	295	
	製造業	246	179	
	卸売業	90	75	
	小売業	545	498	
	飲食・宿泊業	444	436	
	サービス業	594	561	
	その他	133	125	
計		2, 430	2, 169	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①計画等

- ・ 志摩市地域防災計画 平成31年3月
- ・ 志摩市業務継続計画（BCP） 平成30年3月
- ・ 志摩市津波避難計画 平成29年3月
- ・ 志摩市防災ハザードマップ 平成25年3月

②訓練等

- ・ 市防災訓練（同上訓練、避難所開設、運営訓練、HUG訓練）の実施

③啓発等

- ・ 防災技術指導員による防災講話の実施
- ・ 防災ハザードマップ等の周知
- ・ 広報誌、ホームページ及びケーブルテレビ等を活用した情報発信

④備蓄等

- ・ 食糧、飲料水、避難所運営用品の備蓄

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ 三重県中小企業共済と連携した損害保険への加入促進
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・ 志摩市が実施する防災訓練への参加及び協力

II：課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III：目標

①地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

②発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

③発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は速やかに三重県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年 4月 1日～ 令和7年 3月 31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン、志摩市くらしの情報アプリ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画策定に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和元年危機管理マニュアルを更新し、事業継続力強化計画を作成（別添）
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・AED（自動体外式除細動器）の導入

3) 関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶ三重県中小企業共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等取組状況の確認
- ・志摩市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（南海トラフ地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルート確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨、地震の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

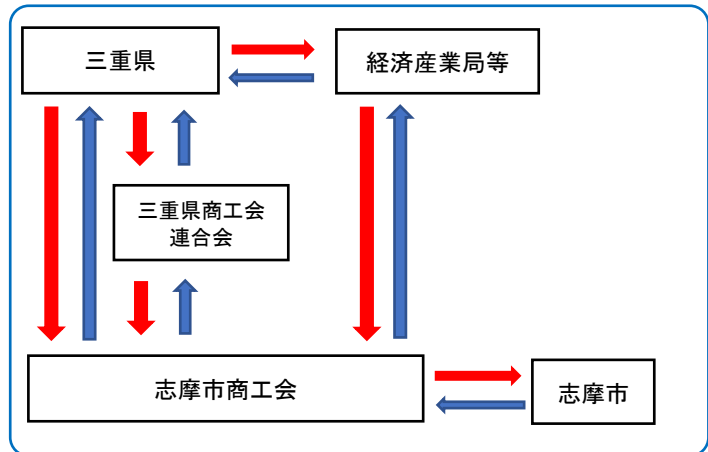
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

発災後～3日間	1日に1回以上共有する
4日～10日	必要に応じて1日1回以上共有する
11日目以降	以後同様とする

※大規模災害を想定した場合

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。



- ・当会と当市が共有した情報を三重県の指定する方法にて当会より三重県へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、志摩市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、志摩市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

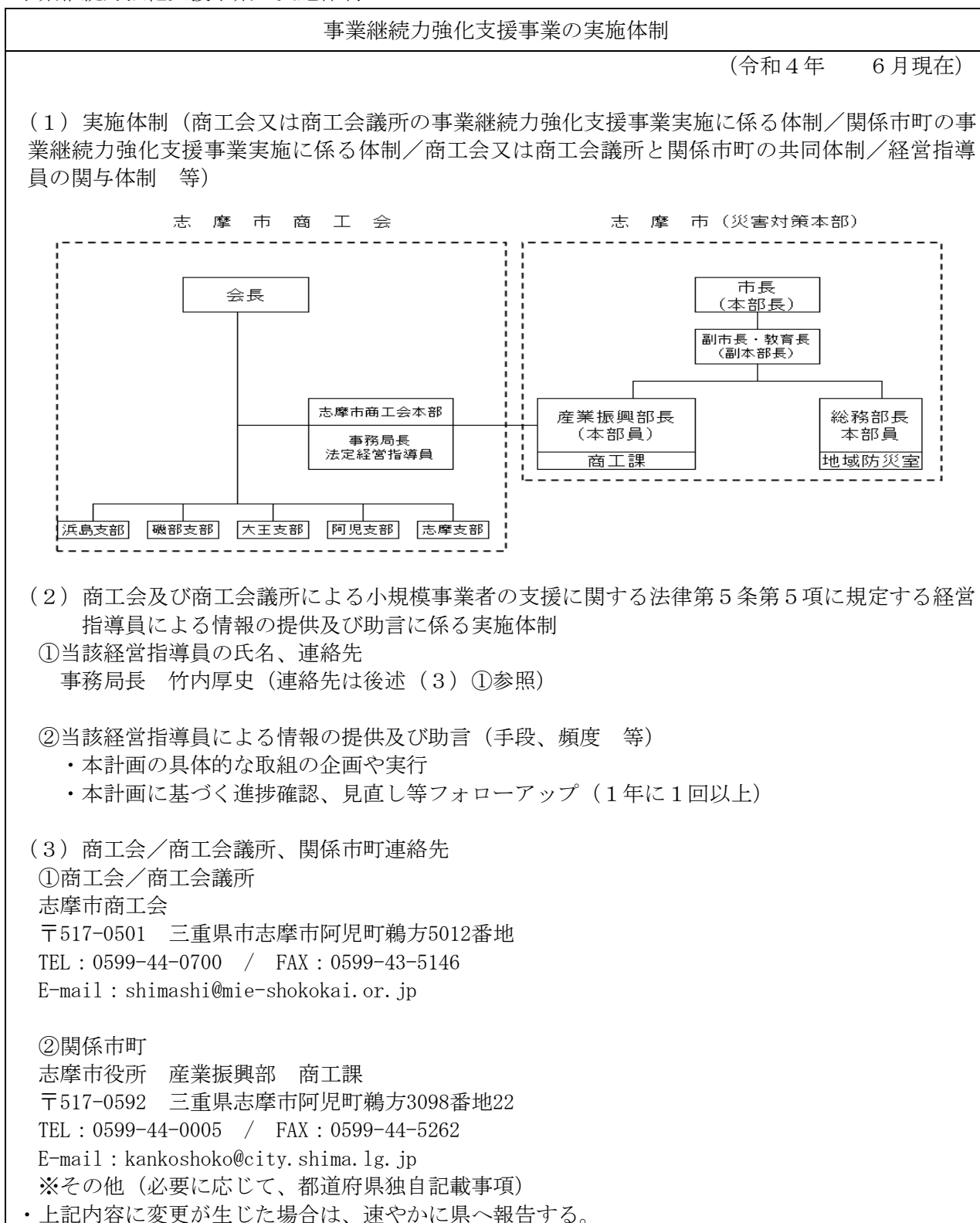
- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額	500	200	200	200	400
専門家派遣費	50	50	50	50	50
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ、チラシ作製費	300				200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、志摩市補助金、三重県補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

